

第 28 号議案

足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部を改正する条例

足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例（平成 15 年足立区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

（ 1 ） 中小企業等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

イ 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

ウ 新規に開業しようとする法人及び個人

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

中小企業等の定義を改める必要があるため、この条例案を提出いたします。